

障害福祉制度の適正化並びに実態に即した財政措置を求める

意見書

近年、障害福祉サービスの現場において、制度趣旨と運用実態との乖離が指摘されている。

とりわけ、一部の事業所においては、実態として共同生活援助に近い運営形態でありながら、形式上は寄宿舍等として取り扱い、訪問介護・訪問看護等を組み合わせることでサービス提供を行っている事例が本町においても指摘されている。

訪問系サービスは、本来、地域における在宅生活を支えるための制度である。しかし、実態として一体的な居住支援が行われているにもかかわらず、制度上の区分によって高額な報酬請求が可能となっている場合には、制度の公平性及び持続可能性の観点から課題がある。

また、このような運営形態は、利用者に対する支援の質や生活環境の確保の観点からも、制度趣旨に沿ったサービス提供のあり方について検証が必要である。

その上で、障害福祉分野においては、国が定める給付費基準や財政措置が現場実態に十分対応できておらず、多くの自治体が独自財源による上乗せ負担を行うことで、必要な支援水準を維持している状況がある。

特に、重度障害者支援や強度行動障害への対応、医療的ケアを必要とする利用者支援等においては、自治体負担が恒常化しており、自治体財政への大きな圧迫要因となっている。

このままでは、自治体間における支援格差の拡大や、地域によるサービス提供体制の不均衡につながる事が懸念される。

よって、国におかれては、下記の事項について早急に対応するよう強く求める。

記

1. 実態として共同生活援助に近い運営を行いながら、寄宿舍等の形式を用いて訪問介護・訪問看護等を組み合わせる運営形態について、全国的な実態調査をするとともに、本町を含む自治体負担の実情把握を行うこと。
2. 前項の調査結果を踏まえ、制度趣旨との乖離や報酬体系上の不均衡が認められる場合

には、利用者保護及び制度の適正運営の観点から、必要な報酬体系の見直し及び法令改正等を行うこと。

3. 障害福祉サービスにおける国の給付費基準及び財政措置について、自治体負担の実態及び現場実態との乖離に関する全国的な実態調査をするとともに、本町を含む自治体負担の実情把握を行うこと。
4. 自治体の過度な持ち出しに依存することなく必要な支援が提供できるよう、国の給付費基準及び財政支援について抜本的な見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月18日

内閣総理大臣 高市 早苗
厚生労働大臣 上野 賢一郎
財務大臣 片山 さつき

大阪府南河内郡河南町議会